

議案第60号

逗子市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

逗子市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

令和7年11月28日提出

逗子市長 桐ヶ谷 覚

逗子市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

逗子市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和6年逗子市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第2条中「「省令」」を「「内閣府令」」に、「省令附則第6条」を「内閣府令附則第6条」改める。

第3条第1項中「国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の5第2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士を含む。以下同じ。」を「内閣府令第23条第2項に規定する保育士をいう。以下同じ。」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴うこども家庭庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令（令和7年内閣府令第80号）の施行による家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）の一部改正に伴い、家庭的保育事業等における職員の要件について、改正の要あるため提案する。